

第 3 部

基本計画





1-1 自然環境

1-1-1
現状と課題

地球規模の環境問題が叫ばれているにもかかわらず国民の政治に対する要求は依然として景気優先の経済対策に集中しています。地球温暖化防止対策にしても、京都議定書を発効し、先進各国の対応が迫られているにもかかわらず環境への関心度は極めて希薄と言わざるを得ません。緊要な課題とされている温室効果ガスの排出削減についても、森林の果たすべき役割が明確化されていますが、林業の停滞を理由として多くの山林が放置されています。

一方農業分野においては、水稻の生産調整強化や地域における高齢化・後継者不足などにより耕作放棄地の増加が進み、農地の持つ多面的機能の維持が困難な状況となっており、農業・農村の果たす役割の再構築が求められています。

また、ダムのない河川として全国的に稀有な存在とされる高津川水系は、天然鮎をはじめとする水産資源の宝庫として多くの人々にやすらぎと潤いを与えています。近年の生活様式の多様化は、水質や生息する動植物を含めた河川環境に大きな影響を与えています。

1-1-2
施策の体系

政策項目	施策項目
自然環境	(1) 森林機能の保全 (2) 農地の多面的機能の維持・保全 (3) 高津川公園化構想の実現 (4) 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定

1-1-3
方向と目標

(1) 森林機能の保全

国内の山林は、戦後の国土復興や高度経済成長期を通じ、伐採が行われると同時に盛んに人工林の造成が行われました。しかしながら、孟宗竹をはじめとする竹の進入や安価な外国産の木材に押され国産材は価格競争力を失い、結果として森林の荒廃を招いています。今後は、林業分野における適正な保育・間伐の実施と、水と緑の森づくり税を活用した「県民再生の森事業」などの積極的な活用により、荒廃森林の再生を目指すとともに森林の持つ公益的な機能の保全に努めます。

1-1-4 アクション プログラム

(2) 農地の多面的機能の維持・保全

農地の持つ機能は、単に農業生産活動の基盤だけでなく、国土保全・災害防止・農村景観など多方面にわたっています。農地の多面的機能の維持・保全に向けては、活力ある農業・農村の再生のための施策の展開と、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」を活用した地域での特色ある活動を推進します。

(3) 高津川公園化構想の実現

流域面積1,090km²、幹川延長81kmの高津川流域は、アカマツやカシの群生林とキシツツジなどが美しい景観を作っています。こうした景観を守り、高津川公園化構想を実現するため、不良木の除去、自然の河川景観に配慮した親水空間の整備などを流域市町や県との連携を強化しながら推進します。

(4) 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定

世界的に地球温暖化防止への取り組みが求められている中、本町としても二酸化炭素排出量の削減を実現するための施策を講じる必要があります。

具体的には、新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定を行うとともに、地域の特色を生かした新エネルギーの推進や、行政が率先した公共施設への省エネルギー技術の導入、また循環バスの運行による観光客も巻き込んだ省エネルギー活動に取り組みます。

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
水と緑の森づくり事業の活用	民間	○	○	○				
省エネルギービジョンの策定	情報企画課	○						
新エネルギービジョンの策定	情報企画課		○					

1-2 町並みの整備

1-2-1 現状と課題

本町は歴史的な文化遺産と豊かな自然に恵まれた城下町であり、鶯舞神事や流鏝馬神事など時代絵巻を彷彿とさせる伝統文化がうけつがれており、山陰の小京都としての風情を感じさせます。

これらの町並みの整備にあたっては、景観に配慮した護岸整備や電線の地中化など行ってきましたが、古くなった広告物などの工作物も散見され、撤去あるいは改善勧告などの措置が必要となっています。

また、天領として栄えた日原地域は、時代の流れと共に近代化の波が押し寄せ、往時を偲ばせる町並みは殆んど残されていません。しかし、町の中心部を流れる清流高津川は、自然の魅力に満ちており、これらの特色を生かした景観整備が今後の課題といえます。

旧津和野町では、昭和48年に「津和野町環境保全条例」を制定し、行政と住民が一体となって町並み整備に取り組んできました。

これらの活動は、平成17年6月に「景観行政団体」の指定を受け花開き、平成18年度には国土交通省の都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞しました。

現在、これらの活動をさらに推進するため、全町を対象に、「日常の生活に根ざした景観づくり」を基本とした「日本のふるさと・津和野」をテーマとする津和野町景観計画を策定しています。

1-2-2 施策の体系

政策項目	施策項目
町並みの整備	(1) 町並み整備計画策定・整備 (2) 町並み景観保全の推進 (3) 景観計画の策定・遂行

1-2-3 方向と目標

(1) 町並み整備計画の策定・整備

町並み整備の重点地域である橋北地区の整備を引続き推進し、あわせて橋南地区、日原地区の整備計画の策定を図るとともに、高齢者や障害者にやさしいまちづくりに努めます。

- ①橋北地区高岡通りの整備を図ります。
- ②橋南地区の森鷗外旧宅に通じる幹線道路の整備について検討します。
- ③日原地区の道路、歩道の整備を検討します。

1-2-4 アクション プログラム

- ④案内標識などサインについては、統一したデザイン化を図り、景観に配慮した設置に努めます。

(2) 町並み景観保全の推進

町並み景観に対する地域住民の意識向上を促し、建築・構築物の規制強化の理解と協力を仰ぎ、景観の保全を推進します。

- ①住居・店舗など建築物の規制強化と石州赤瓦の推進を図ります。
 ②看板など構築物の規制強化を図ります。
 ③空き家、空き店舗、空き地の有効に利用について検討します。

(3) 景観計画の策定・遂行

「一人ひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく 日常の生活に根ざした景観づくり」を基本理念に、景観計画を策定し、適切に遂行します。

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
津和野町景観計画策定	商工観光課	○	○					
津和野町都市計画道路の見直し	建設課	○	○					

1-3 公園・緑地

1-3-1 現状と課題

津和野地域には、国の史跡である津和野城跡をはじめ、同じく国の名勝に指定されている旧堀氏庭園や日本で初めて公園の名が付いたといわれる鷲原公園、嘉楽園、青野山県立自然公園などがあります。

また、日原地区には、ブナの原生林で名高い安蔵山の西中国山地国定公園、三渡八幡宮の社叢や県の天然記念物に指定されている大元神社跡のクスノキの巨木などがあるカントリーパーク、天文台やキャンプ場などを備えた枕瀬山森林公園などがあります。

しかしながら、これからは従来のような開発行為に頼ることのない天然林や自然の生態系を生かした空間整備が必要です。

◇公園

自然公園	都市公園	その他
西中国山地国定公園 青野山県立自然公園	津和野城山公園 高崎亀井邸跡児童公園	枕瀬山森林公園 日原カントリーパーク

1-3-2 施策の体系

政策項目	施策項目
公園・緑地	(1) 公園・緑地の整備、保全 (2) 親水空間の整備

1-3-3 方向と目標

(1) 公園・緑地の整備、保全

- ・文化財保護関係機関やボランティアなどとの連携を密にし、地域住民とともに城山公園・高崎亀井邸跡児童公園、カントリーパークの整備・保全に努めます。
- ・国、県や他市町と連携しながら、西中国山地国定公園や青野山県立自然公園の保全を図ります。
- ・枕瀬山森林公園の整備・保全を図ります。

(2) 親水空間の整備

- ・身近にある貴重な潤い空間として、町民をはじめ多くの観光客に親しま

1-3-4 アクション プログラム

れている高津川や津和野川沿いの遊歩道を整備・保全するとともに有効活用に努めます。

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
日原カントリーパーク維持管理業務	建設課	○	○	○	○	○		

1-4 環境衛生

【下水道】
1-4-1 (1)
現状と課題

公共下水道については、平成10年度から日原地区で供用を開始したのに続き、津和野地区では平成17年度から一部地域において供用を開始しています。

また、農業集落排水については、平成17年度に和田地区で供用を開始しています。一方、浄化槽の設置については、補助事業の活用により継続的な整備を進めています。

平成18年度末の町の^{※1}汚水処理人口普及率は47.6%で、今後も財政状況や整備方針との整合性を図りながら進める計画です。しかし、^{※2}水洗化率は60.6%と低く、今後より一層の促進が必要です。

※1 汚水処理人口普及率＝汚水処理施設（公共下水道＋農業集落排水や浄化槽などすべての施設）が整備されている区域人口／住民基本台帳人口×100（%）

※2 水洗化率＝現在の処理区域内人口のうち実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合

◇公共下水道

(平成19年3月現在)

処理区	処理場名	全体計画		整備状況		事業着手	供用開始年度
		計画面積 (ha)	人口 (人)	計画面積 (ha)	人口 (人)		
津和野	清水管理センター	119	119	119	119	H10	H17
日原	星の子ステーション	50	50	50	50	H6	H10

◇農業集落排水

(平成19年3月現在)

地区名	処理場名	全体計画		整備状況		事業着手	供用開始年度
		計画面積 (ha)	人口 (人)	計画面積 (ha)	人口 (人)		
和田	沈殿分離接触ばっき方式	13.1	70	13.1	63	H15	H17

◇合併処理浄化槽

(平成19年3月現在)

設置基数	518基	浄化槽人口	1,741人
------	------	-------	--------

1-4-2 (1) 施策の体系

政策項目	施策項目
環境衛生（下水道）	(1) 下水道の整備 (2) 下水道への加入促進

1-4-3 (1) 方向と目標

(1) 下水道の整備

快適で衛生的な生活環境の向上と河川の水質保全を図るため、整備計画に基づき公共下水道事業などの整備を推進します。整備対象区域外では補助制度の活用により合併処理浄化槽の整備を促進します。

(2) 下水道への加入促進

下水道処理区域内の下水道への加入を促進するため、排水設備の改築などの費用に対する助成を行います。

1-4-4 (1) アクション プログラム

実施事務事業等の概要								
事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
下水道の整備	環境生活課	○	○	○	○	○	○	
下水道への加入促進	環境生活課	○	○	○	○	○	○	
合併処理浄化槽の整備促進	環境生活課	○	○	○	○	○	○	

【ゴミ処理】 1-4-1 (2) 現状と課題

私たちの環境に深刻な影響を与えているゴミ処理問題は大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおり、リサイクル運動など環境負荷の少ない循環型社会の形成が急がれます。

本町では容器包装リサイクル法に基づき平成12年4月からゴミの分別収集を実施しています。可燃ゴミについては、益田地区広域市町村圏事務組合清掃工場（益田市）で処理を行っていますが、ダイオキシン規制による施設改修の必要性が生じ平成19年10月から新工場での焼却が始まりました。不燃ゴミについては、平成16年度に完成した鹿足郡不燃物処理組合の処理場（吉賀町）で広域処理を行っており、缶・金属類、びん・ガラス類、ペ

ットボトル、容器包装プラスチック、商品プラスチック、小型家電などの分別が行われています。しかし、未だに正しく分別されていないものも多く見受けられ、環境教育の普及により町民の理解を得ることが急務となっています。

また、粗大ゴミについては、自己搬入されたものを、委託業者によりリサイクル化されていますが、高齢化が進み自己搬入手段のない方が増加しており、収集体制について検討する必要があります。古紙・ダンボール・古布などの有価物については、資源の有効利用のためのリサイクル化を図っています。

これからの問題点としては、ゴミ処理に関する責任と自覚を促し、有料化や分別が難しいなどの理由によって行われている不法投棄や野焼きを防止するための対策が必要です。

◇ゴミ排出量

(単位：t)

種 類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
可燃ゴミ	1,673	1,681	1,630	1,630	1,566
容器包装プラスチック	200	208	188	173	175
商品プラスチック	60	72	81	85	77
カン・鉄類	82	89	92	60	53
びん・ガラス・陶器類	136	136	107	115	119
粗大ごみ	108	209	260	139	139
古紙など	374	371	342	353	332
合 計	2,633	2,766	2,700	2,555	2,457

1-4-2 (2)
施策の体系

政策項目	施策項目
環境衛生（ゴミ処理）	(1) ゴミの減量・リサイクルの推進 (2) 分別収集の徹底 (3) 環境教育の普及 (4) 収集体制の確立 (5) 不適正処理の廃絶

1-4-3 (2) 方向と目標

(1) ゴミの減量・リサイクルの推進

限りある資源を有効に活用するため、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、^{※1}3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を実践し循環型社会の実現を目指します。

(2) 分別収集の徹底

ゴミの分別と出し方の徹底を図ることで、ゴミ処理の効率化と再資源化量の増加を目指します。

(3) 環境教育の普及

ゴミの減量化や分別の必要性について、処理施設の見学や体験を通じた学習、各種集会や学校教育の場での指導などを行い、適正なゴミ処理の意識啓発を図ります。また、様々な環境問題についても、住民、事業者、行政が一体となって取り組める環境づくりを進めます。

(4) 収集体制の確立

ゴミ処理の効率化のため、ステーション方式を拡大するとともに、粗大ゴミの搬入手段を持たない高齢世帯などの収集体制の整備を進めます。

(5) 不適正処理の廃絶

ゴミの有料化や分別の煩わしさなどから、不法投棄や野焼きなど不適正処理が行われています。ルールに従ったゴミの出し方などの啓発活動により、環境への負荷の軽減を図ります。

※1【3R（リデュース・リユース・リサイクル）】

- ・リデュース（Reduce）：ゴミの発生を抑制すること
- ・リユース（Reuse）：一度利用して不要になった物を再度使用すること（ビール瓶、牛乳瓶など）
- ・リサイクル（Recycle）：一度使用して不要になった物を他の製品の原料として再利用すること

1-4-4 (2) アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
ゴミ減量・リサイクル推進補助事業の推進	環境生活課	○	○	○	○	○	○	
収集体制の統一	環境生活課	○	○					
町内一斉清掃の実施	民間	○	○	○	○	○	○	

1-5 道路と交通

1-5-1
現状と課題

町の中心部で、陰陽を結ぶ国道9号と中国縦貫自動車道に接続する国道187号が分岐し、これらの幹線に接続する県道や大規模農道が縦横に走り近隣市町との連絡が保たれているほか、生活道としての町道や産業基盤としての農林道が開設されています。国道については全線改良が完了しているものの、県道や町道、農林道については車両の大型化に対応可能な未改良区間が残されています。

交通については、都市との大幅な時間短縮が可能となった萩・石見空港があるものの、利用者の伸び悩みにより運航の継続が危ぶまれています。住民の交通手段としては自家用車が主流を占めていますが、運転免許を持たない学生や高齢者のために、列車やバスの運行が行われています。

しかしながら、バスの運行については採算性の問題もあり交通体系の一般的な見直しが進められています。

◇道路

国 道	県 道	町 道
国道9号 国道187号	萩津和野線(主要地方道) 津和野田万川線(主要地方道) 津和野須佐線(一般県道) 須川谷日原線(一般県道) 柿木津和野停車場線(一般県道) 日原停車場線(一般県道) 青原停車場線(一般県道) 匹見左鏡線(一般県道) 益田津和野線(一般県道)	1級路線(14路線) 2級路線(23路線) その他路線(346路線) 計 383路線(285,303m)

◇交通

鉄 道	空 港	バ ス
JR山口線 津和野駅 青野山駅 日原駅 青原駅 東青原駅	萩・石見空港	路線バス 石見交通 防長交通 六日市交通 スクールバス

1-5-2 施策の体系

政策項目	施策項目
道路と交通	(1) 国道の整備 (2) 県道の整備促進 (3) 町道・農道・林道の整備 (4) 暮らしの道ゾーンの整備 (5) 道路維持管理体制の充実 (6) 交通体系の見直し

1-5-3 方向と目標

(1) 国道の整備

国道9号については、益田-津和野間の高規格化を、187号線については、水と緑に溢れた自然景観を生かした遊歩道の設置など歩行者の安全確保と交通の円滑化を進めるため、拡幅・改良、歩道設置を要請します。

(2) 県道の整備

一般県道の整備促進や主要地方道の拡幅・改良、歩道設置を要請します。

(3) 町道・農道・林道の整備

住民生活の基本となる生活道路の整備促進に努めます。また、基幹道路との連携を図りながら、利用の実態や地域の実情に応じて、計画的な拡幅・改良に努め、きめ細やかな道路ネットワークの構築を図ります。

(4) 暮らしの道ゾーンの整備

ゾーン内都市計画道路の整備・改良、歩道設置を進めます。また、安全な通学・通行、楽しい町並み散策となるよう努めます。

(5) 道路維持管理体制の充実

地元の道路は地域住民の共有財産という観点から、道路愛護意識の高揚を図り、町民による日常的な道路清掃、美化運動などを推進します。

(6) 交通体系の見直し

廃止代替路線として民間バス事業者に運行を委託している21条路線や自主運行の80条路線、スクールバスの運行など、町内バス路線の総合的な見直しを行って運行経費の削減と住民の利便性の向上を図ります。

また、津和野地域市街地においては、*1パーク&ライドシステムや循環バスの導入も含め、既存の公共交通機関と連携した地域住民と観光客が共存できる新たな仕組みづくりを目指します。

※1【パーク&ライド (park and ride)】

交通渋滞の緩和や二酸化炭素の排出量を減らすため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅やバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから公共交通機関に乗り換えて移動する方法。

1-5-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
駅前線交通安全施設整備工事	建設課	○	○					
日原添谷線道路改良工事	建設課	○	○	○	○			
笹ヶ谷線道路改良工事	建設課	○	○	○	○	○		
鳥井線道路改良工事	建設課	○	○	○				
木毛線道路改良工事	建設課				○	○		
円の谷線道路改良工事	建設課			○	○	○		
豊線道路改良工事	建設課	○	○	○	○	○		
高峯線道路改良工事	建設課		○	○	○	○		
日原青原線道路改良工事	建設課		○	○				

1-6 消防・防災・国民保護

1-6-1 現状と課題

近年、急速な人口減少や高齢化の進行に伴い、地域の防災力が低下する一方、地球規模での気象状況の変化に伴い、これまで予想もしなかったような自然災害が数多く発生しており、消防体制や施設・設備についての計画的な整備が急がれています。

常備消防においては、現在、津和野分遣所と日原分遣所の2ヶ所があり、化学車1台、消防ポンプ車2台、高規格救急車2台を配備し24時間体制で勤務にあたっています。非常備消防においては、321人（定数350人）の消防団員で、水槽付ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車21台を配備し、災害発生時の出動に対処しています。しかしながら、少子・高齢化に伴う消防団員の減少もあり、設備の充実により消防力を補わざるを得ない状況にあります。

これらの活動拠点である、津和野分遣所と日原分遣所は、いずれも築後30年以上が経過し老朽化が著しく建て替えの必要性が生じています。この他、災害時に機敏に対処する地域防災拠点施設の建設や、火災に対処するための防火施設の整備が課題となっています。

また、万一の大規模なテロや武力攻撃などが発生した場合に、町民はもとより町内にいるすべての人々を保護するため情報の伝達や住民の避難誘導などが迅速かつ的確に行える体制を整えなければなりません。

自然災害については、複雑な地形や急流な河川、急峻な山地により、洪水や山地の崩壊など災害の発生しやすい状況にあるため、定期的な危険箇所の点検や治山・治水事業、砂防関連事業などを推進する必要があります。

1-6-2 施策の体系

政策項目	施策項目
消防・防災 ・国民保護	(1) 防火・防災意識の高揚 (2) 消防体制の強化 (3) 防災中枢機能を果たす施設の整備 (4) 防災計画の見直し (5) 国民保護計画の見直し、避難実施マニュアルの作成

1-6-3 方向と目標

(1) 防火・防災意識の高揚

防火・防災意識の高揚啓発を図るとともに、地域防災力向上の要となる自主防災組織の設立、育成を図ります。

(2) 消防体制の強化

消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、消防・防災施設などの整備充実、ハザードマップの作成やケーブルテレビ網を活用した防災情報提供システムを構築します。

(3) 防災中枢機能を果たす施設の整備

災害時の地域防災拠点、資機材の備蓄や一時避難場所としての防災中枢機能を果たす施設の整備を図ります。

(4) 防災計画の見直し

国や県に準じた地域防災計画の定期的な見直しと資料編の充実を図ります。

(5) 国民保護計画の見直し、避難実施マニュアルの作成

国民保護計画の検証や見直しを行うとともに、避難実施マニュアルの作成や訓練などにより町民の保護に取り組みます。

1-6-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
自主防災組織の設立	自治会	○	○	○	○	○	○	
地域防災拠点施設の整備	総務住民課		○		○			
防災計画の見直し	総務住民課		○	○	○	○	○	
国民保護計画の見直し	総務住民課		○	○	○	○	○	

1-7 住宅

1-7-1 現状と課題

人口の減少は続いているものの、核家族化の進行などにより住宅不足は続いています。

また、これまでも計画的に町営住宅の建設を行ってきましたが、耐用年限を超えた住戸が82戸(37.4%)、阪神淡路大震災後に改正された建築基準法前の規定によって建設された住戸が156戸(71.2%)あり、老朽化対策など新たな対応が求められています。

いずれにしても、これらの建設には膨大な資金が必要であり県の住宅建設補助事業による民間依存に頼らざるをえないのが現状です。

◇住宅

(平成19年4月現在)

公営住宅	改良住宅	町単住宅	公社住宅	特公賃住宅
14団地 211戸	1団地 8戸	1団地 4戸	2団地 26戸	2団地 14戸
計 263 戸				

◇公営住宅(改良住宅を含む)219戸の耐用年数

(平成19年4月現在)

【木造&簡平(30年)/98戸中】

築30年限以上	築15年~29年	築15年未満
82戸	6戸	10戸

【簡二(45年)/73戸中】

築45年限以上	築22年~49年	築22年未満
0戸	73戸	0戸

【耐火(70年)/48戸中】

築70年限以上	築35年~69年	築35年未満
0戸	0戸	48戸

【全 体】

耐用年限以上	耐用年限1/2以上	耐用年限1/2未満
82戸	79戸	58戸

1-7-2 施策の体系

政策項目	施策項目
住宅	(1) 町営住宅の整備 (2) 若者向け・高齢者向け住宅の整備 (3) 安心・安全な住宅

1-7-3 方向と目標

(1) 町営住宅の整備

老朽化の著しい住宅については、用途廃止も含め年次計画を策定して建替えを図るとともに、耐用年限を考慮した改修・改善を行います。

(2) 若者向け・高齢者向け住宅の整備

超高齢化社会の到来に備え、高齢者向けの住宅を整備するとともに、UIターンや若者の定住を図るため、県や民間事業者の協力を得て住宅の整備を進めます。

(3) 安心・安全な住宅

広報や関係機関との連携によるワークショップ、学習会の開催などにより、バリアフリー・耐震住宅に対する住民の意識向上に努めます。

1-7-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
公営住宅ストック総合改善事業	建設課	○	○					
住宅地区改良事業	建設課	○						
公営住宅環境整備事業	建設課	○	○	○	○	○		
公的賃貸住宅環境整備事業	建設課	○	○					

1-8 生活用水

1-8-1 現状と課題

本町では、簡易水道6ヶ所、専用水道1ヶ所、飲料水供給施設8ヶ所、簡易給水施設5ヶ所により給水を行っております。水道普及率は、平成18年11月現在で92.5%ですが、各水道施設の中には、老朽化している施設もあり、改修、更新などによる水源の安定確保や水質の保全が求められています。

また、町内には未だ水道未普及地域が散在しており、これらの施設整備を急ぐ一方、飲用井戸水などの確保が必要となっています。

簡易水道会計の経営状況については、平成17年度末で約57,000千円の赤字となっており、平成18年度に経営健全化計画を策定しました。

国が促進している行政部内の水道事業の統合については、経営基盤の強化を目的とした統合計画を策定し、上水道事業（公営企業）としての経営形態を整えていく必要があります。

◇水道施設の状況

(平成19年3月現在)

区 分	箇所数	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)
簡易水道	6	8,999	8,303
専用水道	1	81	75
飲料水供給施設	8	517	259
簡易給水施設	5	177	110
計	20	9,774	8,747
水道普及率(給水人口 8,747人/人口 9,452人)×100= 92.5%			

◇水道施設の状況

(平成19年3月現在)

地 区 名	人 口(人)	地 区 名	人 口(人)
木尾谷	23	日浦	17
田代・徳次	63	麓耕	64
奥ヶ野	79	一ノ谷	29
三步市	70	日浦東	24
福谷	35	坂ノ谷	2
吹野下	48	大木	13
吹野上	33	二俣	6
商人上	11	鹿谷	16
計		533	

1-8-2 施策の体系

政策項目	施策項目
生活用水	(1) 水道施設の整備 (2) 水道未普及地域の解消 (3) 水道事業経営健全化計画の推進 (4) 水道事業の統合

1-8-3 方向と目標

(1) 水道施設の整備

生活用水の安定的な供給を図るため、老朽施設の整備・更新を計画的に進めます。

(2) 水道未普及地域の解消

生活環境の改善を図るため、水道施設の区域拡張や小規模な地域については、飲用井戸など整備補助制度を活用し水道未普及地域の解消を目指します。

(3) 水道事業経営健全化計画の推進

累積赤字の解消を図るため、経営の効率化を図るとともに適切な水道料金の設定に努め、経営健全化計画を着実に実行します。

(4) 水道事業の統合

経営基盤の強化を図るため、水道事業統合計画を策定し、津和野・日原簡水の水道料金の統一など計画的に簡易水道事業を統合し、上水道事業に経営変更します。

1-8-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
簡易水道等統合整備事業の実施	環境生活課	○	○					
簡易水道区域拡張事業の実施	環境生活課	○						
水道事業経営健全化計画の策定	環境生活課	○						
水道事業統合計画の策定	環境生活課			○				

1-9 地籍調査

1-9-1 現状と課題

本町は、総面積の大部分を山林が占める典型的な中山間地域です。平成6年度に日原地域、平成13年度に津和野地域で調査に着手し、現在は、山林を中心に進めています。

地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や迅速な災害復旧への対応や公共事業、土地取引の円滑化を進め土地の流動化を促し、地域の活性化に必要不可欠なものになっています。

しかし、登記所に備え付けられている地図の約半数は、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）をもとにしたもので、必ずしも現状と一致するものではなく、さらに、地権者の高齢化や不在化、森林の荒廃により、土地境界はますます不明確になってきていることから、本町の進捗率は7%程度にとどまっており、早急に地籍調査の実施が求められています。

本町では、津和野町地籍調査事業推進協議会を中心に長期計画を策定し、また、境界確認の作業を円滑に進めるため、調査対象となる地区には地籍調査実施組合を設立し、地籍調査事業の拡大に努めています。

1-9-2 施策の体系

政策項目	施策項目
地籍調査	(1) 地籍調査事業の推進 (2) 山林境界保全事業の実施

1-9-3 方向と目標

(1) 地籍調査事業の推進

地籍を明確にすることにより個人の財産を守り、土地に関する諸施策を総合的かつ効率的に実施するため、長期計画をもとに地籍調査事業を推進します。

(2) 山林境界保全事業の実施

土地境界の不明確化が進行している山林地域の土地境界を保全し、今後の地籍調査による境界確認を円滑に実施するため、山林境界保全事業を実施します。

1-9-4 アクション プログラム

実施事務事業等の概要

事務事業等の内容	実施主体	前期実施事務事業					展望計画	備考
		19	20	21	22	23	24~28	
地籍調査の推進	地籍調査課	○	○	○	○	○	○	